

研究指導，授業の履修及び学位等

1 研究指導体制

(1) 指導教員

本研究科の趣旨に基づいて，学生は3名の指導教員による指導の下で研究を行います。

 主指導教員：入学者選抜合否判定時に決定。

 副指導教員：入学決定後，主指導教員の指導の下に，研究科所属教員の中から2名候補者を選択。本研究科が開催する会議にて正式に決定します。

学生は，主指導教員の所属大学に配置され，主として配置大学において開設する講義・演習等を受講し，研究指導を受けます。同時に，本研究科を構成する他の大学で開設する講義・演習等も受講することができます。また，随時，他大学に所属する副指導教員の研究指導も受けることとなります。

(2) 研究指導・学位論文の指導体制

博士課程の目的は，自立した研究能力の育成にあり，博士課程を修了するためには，所定の単位の履修にとどまらず，学位論文を提出してその審査を受けることが要件となります。そして，このためには円滑に課程博士の学位の授与が行われるよう，学生一人ひとりの適切な研究実施計画とそれに対応した研究指導計画が重要になります。

研究指導・学位論文指導にあたっては，次の①～④に示した手続きに従って進めます。

- ①初年次に，自らの研究計画・学修計画の策定にあたって，指導教員との個別面談を通じて内容等の確認を行います。
- ②学生は，各年次の開始時にその年度における学修計画及び研究計画を「研究実施計画書」に記入して主指導教員に提出し，その内容等について指導教員により指導を行います（指導教員は各学生の「研究実施計画」を踏まえて研究指導の内容・計画を「研究指導計画書」として作成します）。
- ③学生は，各年次の終了時に，その年度における研究活動の進捗状況並びに研究成果を「研究経過報告書」に記入して主指導教員に提出し，各年次の研究指導認定を行います。
- ④所定の年限の在学と主・副指導教員による研究指導を経た上で，論文提出の見極めならびに予備審査会での合格を条件として学位論文を提出し，審査委員による審査及び最終試験に合格することで学位認定を行います。

2 教育課程及び履修方法等

以下に示す必修科目および選択科目から，3に示した修了の要件を満たすように履修すること。（※平成29年度入学生から必修科目の履修を義務付けています。）

(1) 合同ゼミナール（必修科目）

本研究科に在籍する学生と関係する指導教員等が一堂に会して，年1回開催する合同研究会です。教科教育学研究の現状と各自の研究課題，最近の教育問題に関連する課題等について，学生は講義を受講し

たりポスター発表等を行ったりします。講義は研究倫理などをテーマに行います。ポスター発表では、学生各自の研究発表や経過報告を行い、その後教員からの講評によって研鑽を図ります。本研究科の学生が教育実践に関心を持ち、学問研究の視角・方法を学び、学位論文の作成に向けての基礎的能力を習得することを目的としています。

以上のように、合同ゼミナールは本研究科の研究指導の一環としても位置付けられます。学生及び指導教員等が講座・専門の違いをこえて、研究・討議を行うことにより、各自の研究課題と学位取得に必要な研究哲学を関連づけるための機会となるはずですが、また、研究者として共通に持つべき教養を合同ゼミナールの参加を通じて体得させ、併せて学生と指導教員の相互理解を深めることも目的としています。

合同ゼミナールは、原則として1年次および2年次に履修します。各年度での評価とともに2年間の学習を総合的に評価して単位認定を行います。

授業科目名	総合 単位数	講義題目	単位数	開設学期	授業担当
合同ゼミナール	2	合同ゼミナールⅠ	1	1年次秋学期	主指導教員及び 研究科委員会
		合同ゼミナールⅡ	1	2年次秋学期	

(2) 特別研究 (必修科目)

学位論文への結実を期待した必要不可欠な演習として、学生の研究課題に即した個別の研究課題に係る専門的知識の深化、研究技法・技能の向上を図るために専門的領域における研究の現状や研究遂行に必要な技能などを学修します。さらに専門とする研究内容と関連する領域の研究内容や研究方法への知見を広げることも目的としています。

特別研究は、原則として1年次および2年次に履修します。特別研究Ⅰでは、各自の専門領域における基盤となる知識や技法の修得を踏まえた研究能力の基礎的形成を図ります。特別研究Ⅱでは、特別研究Ⅰでの学修成果を踏まえた研究能力の向上・発展および応用的な研究実践の力量を高めることを目的とします。

授業科目名	講義題目	単位数	対象	授業担当
特別研究Ⅰ	課題研究力の基盤形成	1	1年次	主指導教員
特別研究Ⅱ	課題研究力の発展	1	2年次	

(3) 専門科目 (選択科目)

各講座ではそれぞれ体系的に授業科目を開設し、それぞれの授業科目の下に個別課題に基づく複数の講義・演習等を開講しています。本研究科の学校教育学専攻は、教育科学を専門とする3つの講座と教科教育学及び教科専門科学を専門とする6つの講座を併せた9講座によって構成されており、各講座の基本概念と専門領域に応じて次の授業を開設しています。

①教育科学に関する科目

主に教育科学関係の3つの講座（教育構造論講座，教育方法論講座，発達支援講座）が担当し、『広域科学としての教科教育学』を構成する不可欠の要素であること」および「学校教育の場面で生じている多くの困難な問題に対する実践的解決にかかわる教育研究を課題としていること」の2点について考慮した授業科目を開設しています。具体的には，教育活動における基盤となる構造（歴史・哲学・社会学など），教育方法（発達心理学，幼年期教育，学校心理，教育開発，教育方法，教育経営など），発達支援（発達障害，支援システム，支援方法）に関連する授業を行います。

②教科教育学及び教科専門科学に関する科目

主に上記3講座を除く6講座が担当する授業です。初等中等教育の各段階に応じ，それぞれに関連する教科の教科教育学の授業科目を開設しています。さらに各講座の専門性に応じて，教科に関連する人文科学，社会科学，自然科学，実技領域等の専門諸科学における高度に専門的な個別課題に関する研究成果に基づいて，教育内容基礎研究の授業科目を開設しています。

なお，博士課程という高度に専門的な研究・教育の場であることを考慮して，開設する講義・演習等はいずれも当該分野の概説的な内容のものではなく，専門的な内容のものとなっており，指導教員の指導の下で個々の学生に最も適切な科目を選択履修させることとしています。

特に学生に対しては，履修形態として次の2つの観点から履修計画を立て，各年次において確実に履修することを求めます。

- ①「広域科学としての教科教育学」の研究・教育及び学生それぞれの研究課題にふさわしい授業科目を選択すると同時に，教育科学，教科教育学・教科専門科学のいずれについても履修すること。
- ②一大学では揃えることができない広がりのある講義・演習等を受講し，質的にも高度な教育研究を行うという，連合大学院としての特色や利点を活かして履修すること。

3 修了の要件

- ①原則として3年以上在籍していること。（休学期間は除く。）
- ②20単位以上の単位を履修・修得していること又は修得する見込みであること。（平成29年度入学生から必修科目を含む。）
- ③学位論文の審査及び論文の内容や専門分野に関する口述ないし筆記試験に合格すること。

なお，標準修業年限は3年ですが，特に成績優秀な者に対しては，在学期間を1年間短縮することができます。

4 成績評価

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科の成績に関する取扱いについて，次表のとおりとする。

評価	配点基準（100 点満点）	基準
A	100 点～80 点	学修の高い効果が認められ、きわめて優秀な成果を収めている。
B	79～70 点	学修の効果が認められる。
C	69～60 点	最低限の学修の効果が認められる。
D	59 点以下	合格基準に達していない。

評語	区分	内容
A・B・C	合格	試験等の成績が、合格と判定された者（高点順に A・B・C に区分する）。
合格		合格は合同ゼミナールについて適用する
D	不合格	試験等の成績が、不合格と判定された者
不合格		不合格は合同ゼミナールについて適用する
失	失格	出席時数が 3 分の 2 に満たない者、途中で授業を放棄した者

5 成績評価に関する異議申立てについて

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における成績評価に関する学生の異議申立ての方法及び期限については、次のとおりとする。

なお、様式は本研究科 Web サイトからダウンロードすること。

平成 19 年 2 月 27 日
博士研究科委員会承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における成績評価に関する学生の異議申立ての方法及び期限について

1. 博士課程学生の成績（修了年度の成績を除く。）

- (1) 成績通知表を配付する。（年度始めオリエンテーション時）
- (2) 学生は成績評価に疑問・質問がある場合は、配付開始日を含めて 10 日以内に東京学芸大学大学院課博士課程係「以下「博士課程係」という。」に成績に関する問合せ「様式 1」を提出する。
- (3) 博士課程係は、受理後速やかに授業担当教員へ当該学生から提出された成績に関する問合せ「様式 1」を送付する。
- (4) 授業担当教員は、指定された期日までに博士課程係へ成績に関する問合せ「様式 1」により回答する。なお、成績の訂正がある場合は、成績評価訂正届「様式 2」を博士課程係へ提出

する。

(5) 原則として、授業開始後3週間以内に、博士課程係は当該学生へ成績に関する問合せの回答を通知する。

(6) 異議申立てのあった学生に限り、履修届けの提出期限の延長を認める。

2. 博士課程学生の修了年度の成績

(1) 成績通知表を学位論文審査が終了する1ヶ月前までに配達記録にて送付する。

(2) 学生は、成績評価に疑問・質問がある場合、送付日を含めて1週間以内に博士課程係に成績に関する問合せ「様式1」を提出する。

(3) 博士課程係は、当該学生から提出された成績に関する問合せ「様式1」を授業担当教員へ送付する。

(4) 授業担当教員は、指定された期日までに博士課程係へ成績に関する問合せ「様式1」を提出する。なお、成績の訂正がある場合は、成績評価訂正届「様式2」を博士課程係へ提出する。

(5) 博士課程係は、授業担当教員から回答があり次第、速やかに学生へ成績に関する問合せの回答を通知する。(※1)

※1 学位論文の審査が終了するまでに学生への回答を通知する必要があるため。

6 学位論文と学位の授与

学位論文は、本研究科の目標とするところに従い、教科教育学を中心として、学校教育及び教員養成に関わる実証的研究を内容とするものです。

本研究科の課程を修了した者に対しては、東京学芸大学が博士の学位を授与します。この場合、学生が主として研究指導を受けた大学名を学位記に記載します。

専攻分野の名称：「教育学」

※本研究科が特に必要と認めた場合は、「学術」と付記することができます。

なお学位論文審査にあたっては、10に示した東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科『課程修了による博士の学位論文審査申請時において求める研究業績について』に示した各講座の研究業績レベルを満たし、博士の学位取得までのプロセスに従って所定の審査や手続き等を経ることが必要となります。

7 学位論文審査

学位論文等の提出

・3月修了：最終年次の12月10日午後5時までに以下の書類を提出。

・9月修了：5月10日午後5時までに以下の書類を提出。

(標準修業年限を超えて在学している者のみ)

(各提出期限が土曜日、日曜日である場合は、直前の金曜日)

各大学授業時間

東京学芸大学

時限	時間
I	8:30 ~ 10:10
II	10:20 ~ 12:00
III	12:50 ~ 14:30
IV	14:40 ~ 16:20
V	16:30 ~ 18:10
VI	18:20 ~ 20:00
VII	20:10 ~ 21:50

埼玉大学

時限	時間
1	9:00 ~ 10:30
2	10:40 ~ 12:10
3	13:00 ~ 14:30
4	14:40 ~ 16:10
5	16:20 ~ 17:50
6	18:00 ~ 19:30
7	19:40 ~ 21:10

千葉大学

時限	時間
I	8:50 ~ 10:20
II	10:30 ~ 12:00
III	12:50 ~ 14:20
IV	14:30 ~ 16:00
V	16:10 ~ 17:40
VI	18:00 ~ 19:30
VII	19:40 ~ 21:10

横浜国立大学

時限	時間
1	8:50 ~ 10:20
2	10:30 ~ 12:00
3	13:00 ~ 14:30
4	14:40 ~ 16:10
5	16:15 ~ 17:45
6	17:50 ~ 19:20
7	19:25 ~ 20:55